離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務		令和五年三月三十一日
振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務		令和七年三月三十一日
半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務		

（開発監理部開発調査課の所掌事務の特例）

第七条　（略）

事務	期限
特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務	令和四年三月三十一日
離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務	令和五年三月三十一日
振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務	
半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務	令和七年三月三十一日

（建設監督官の設置期間の特例）

第九条　第八十九条の建設監督官のうち九人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務		平成三十五年三月三十一日
振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務		平成三十七年三月三十一日
半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務		

（開発監理部開発調査課の所掌事務の特例）

第七条　（略）

事務	期限
特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務	平成三十四年三月三十一日
離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務	平成三十五年三月三十一日
振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務	
半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務	平成三十七年三月三十一日

（建設監督官の設置期間の特例）

第九条　第八十九条の建設監督官のうち九人は、平成三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。